

中国人対日協力者の戦後と日本

——善隣友誼会設立への道——

関 智 英

一 はじめに

本稿の目的は、戦前中国大陸の日本占領地に樹立された諸政権の中国人関係者（以下、対日協力者）の戦後を、主に日本側の対応から明らかにすることである。

対日協力者の戦後については、彼らが「漢奸」として裁きを受けたことは夙に知られており（1）、裁判記録の一部は公開もされている（2）。しかし、対日協力者の中には中国国外への亡命を選択する者も少なくなかった。その実態は事の性質上不明な点が多いが、香港・日本等に在住した人々については断片的に知られてきた（3）。そのうち短期間でも日本へ滞在していた対日協力者は筆者の調査で二一〇名を越えていたことが明らかになった（4）。

彼らの中には大陸の共産党政権とも台湾の国民党政権とも異なる「第三極」を模索するなど、積極的に動こうとした者もあり（5）、またそうした彼らに「利用価値」を見出す日本人もいた。戦後の日本で辻政信ら日本の旧軍人と対日協力者が互いに連絡していることは蒋介石にも報告されていた

（6）。また本稿で検討するように、外務省も彼らの動向を気にかけていたのである。こうした事情を斟酌すると、対日協力者の戦後について検討することは、占領地政権のその後を考えるという点のみならず、戦後日本の対中国政策の性格の検討、さらに戦後の中国を繞る東アジア情勢を理解する上でも必要な作業である。

すでに対日協力者の戦後については劉傑が日本敗戦直後の陳公博の日本亡命に焦点を当て検討している。そして当時の日本政府・軍関係者の双方が、対日協力者に対する「責任」を強く意識していたものの、戦争で荒廃し連合国軍の占領下にあった日本の事情がそれを許さなかったとしている（7）。また戦時中に日本に協力した諸政権から派遣された留学生の戦後については、川島真（8）・浜口裕子（9）・田中剛（10）がそれぞれ検討を加えている。

本稿では、対日協力者が日本に滞在するに至った事例を整理した上で、戦後日本で対日協力者の問題が顕在化した国会での議論を端緒に、彼等の生活支援のため組織された善隣友誼会（外務省の外郭団体）の設立に至るまでの動きから、戦

後日本での対日協力者を繞る事情を明らかにする。史料は外務省外交史料館所蔵文書(11)の他、適宜新聞・雜誌・官報・関係者の回想等を用いる。

二 亡命のパターン

議論の前提として、対日協力者達がどのように戦後日本社会に滞在するに至ったのかを整理しておきたい。これは大きく二つのパターンに分かれる。

一つは戦時中から日本に滞在し、そのまま日本に残った人々である。多くは日本駐在の外交官で、孫湜(汪政権大使館参事官)・譚覚真(汪政権大使館顧問)・毛慶藩(汪政権駐長崎総領事)は日本国内の人脈を頼りに、復員軍人に変装したり(譚覚真)、顔を整形したりして(毛慶藩)、GHQの逮捕を逃れ占領下の日本に潜伏した(12)。

もう一つは主に香港を経由する形で日本に渡航した人々で、中華人民共和国成立から間もなく日本に亡命した人が多い。曹汝霖(北洋政府交通部総長・華北政務委員会諮詢委員)・胡蘭成(汪政権宣伝部次長)等がこれに該当する。曹汝霖は一九五〇年六月、アメリカの朝鮮戦争参戦の報を聞きながら横浜港に到着し、日本の外務省関係者の出迎えを受けた。曹汝霖が香港から日本に移ったのは、香港での生活費の高さ故であった(13)。胡蘭成は一九五〇年の中秋節に香港からの船で横浜港に密入国し、旧知の清水董三(元駐南京日本大使館参事官)の世話を受けた(14)。竺曼卿(維新政府実業部工商司司長、中日実業の高木陸郎とも関係があった)は、

一九五一年春に神戸に入り、神戸の華僑幼稚園の支援で同地の関帝廟に居住した(15)。夏文運(山西省建設庁庁長)も一九五一年、濠州の貨物船で香港から日本に密航した。夏によれば、当時香港には「密出国を斡旋する専門店」があったという(16)。また正確な時期は不明ながら同時期、香港の胡毅明(興亜建國運動(17)に関わり陳公博秘書など務めた)も「東京からの第三勢力結成の呼び掛けに応じて密入国」していた(18)。

上記の折衷型として王経武(汪政権大使館附海軍武官)や江洪杰(維新政府交通部部長)がいる。彼らは日本でGHQにより逮捕され、中国に送還された後、再び日本に戻った人々である(19)。この他、王子恵(維新政府実業部部長)のように戦後改名し(王文成)、国民政府駐日代表団軍事組の一員として再び日本人の前に現れるような者もいたが、これは特殊事例と言えよう(20)。

三 日本の国際社会復帰と亡命者問題

一九五二年四月、前年に締結されたサンフランシスコ平和条約が発効し、日本は国際社会への復帰を果たした。同条約発効の直前、日本は中華民国政府との間に平和条約を締結した。すでに一九四九年一〇月に北京に中華人民共和国が成立し、同年一二月には中華民国政府は台湾に移っていたが、アメリカとの協調路線を選択した日本政府は、少なくとも条約上では「中国」との戦争も終えたのである。

日本の国際社会復帰を見越して、日本国内では華僑との経

濟提携に向けた動きが進みつつあった。その中には連合国軍の日本占領中には公職を追放されていた日本人や対日協力者もいた。

一九五一年一月に設立された亞東銀行はその象徴的な存在である。同行は「わが国（＝日本）に対する資本の投下（銀行の設立）と南方向け軽工業の振興を企図し」、児玉謙次（元中支那振興株式会社総裁）・村田省蔵（元大阪商船社長）・鮎川義介（元満洲重工業開発総裁）・韓雲階（満洲国経済部大臣）（21）等、戦時中の日本占領地で活躍した人々が顔を並べた（22）。児玉謙次は同時期に設立された日華経済促進委員会の会長にも就任している（23）。

日本の同和鉱業・日本鉱業と香港の耀明行が合併で計画した香港大嶼島の鉱区開発にも対日協力者が関係していた。この事業の日本側窓口となったのは譚覚真で（24）、対する耀明行副社長顔照明は、汪政権の機関紙『中華日報』の記者という前歴を持っていた（25）。

一方、政治思想方面でも対日協力者と日本社会との交流が確認できる。例えば宮崎滔天の旧友で熊本の「名士」であった紫垣隆は、中嶋久万吉・岸信介といった政治家、武者小路実篤・保田与重郎・尾崎士郎・横山大観・中山優・安岡正篤・湯川秀樹など保守系の作家・藝術家・学者らと交流を持っていたが、そうした人脈に韓雲階・趙毓松（汪政権農礦部部長）・陳中孚（汪政権中央監察委員）・胡蘭成ら対日協力者も連なっていた（26）。紫垣の反共の立場や、彼の唱える「世界大同一体」といった主張は、対日協力者も容易に乗る

ことのできるものであった。

ただ対日協力者の中には生活に困窮する者も少なくなかった。彼らが頼ったのは旧知の日本人、すなわち旧軍人や戦前中国大陸に関わった人々や在日華僑であった。そして頼られた側が個人的に彼らの生活を支える状態が続いたのである。しかし頼られた側の日本人の生活も楽ではなかった。「応接間のソファで寝泊まりして結構だから泊めてくれと哀願」する諸青来（汪政権立法院副院長）に「ほとほと困惑し（中略）結局、心を鬼にして当時神戸港から密出国して貰った」という岩井英一（元上海総領事）の回想や、胡蘭成が来日した際に「荻窪の私邸に転がり込まれ二、三ヶ月以上居候をきめ込まれた体験から、亡命者を個人的に世話することの大変なことを知っていた」清水董三の例は、こうした事情を伝えられている（27）。そしてこの問題はじきに国会の場でも取り上げられることとなった。

1 兼岩伝一の質問

一九五二年四月二十八日、奇しくもサンフランシスコ講和条約発効の日、国会参議院でのポツダム宣言受諾に伴って発令される諸法令の審議が行われた。その中で日本に在任する対日協力者の問題が取り上げられたのである。政府にこの問題を糾したのは、兼岩伝一（日本共産党）であった。兼岩は、「日本の侵略戦争を助けた民族の叛逆者」である対日協力者に、日本政府が在日居住許可を与えているとして、次のように吉田内閣を指弾したのである。

吉田政府は、他方において、曾つて日本の軍国主義に協力した戦争犯罪人、日本の侵略戦争を助けたところの民族の叛逆者、例えば「かいらい」汪精衛政府の国防部長であつた楊仲華は、昨年密入国で入つて来て検挙されたにもかかわらず、法務府の責任において現在在日居住許可を得て東京に住んでいる。そのみか「かいらい」満州国政府の閣僚、而も終戦当時の経済大臣たる韓雲階も同様な方法によつて東京に安住させており、最近は中華人民共和国の反動分子数十名を迎え入れて保護を加えており、幾万のアメリカ人に至つては、日本人以上に自由に出入国し、自由に闊歩している(28)。

管見の限りで、国会の場で対日協力者の問題を初めて取り上げたのは兼岩であつた。もちろんこれ以外にも戦後の国会で、汪精衛や汪政権への言及が無かつたわけではない。例えば日本政府の外資導入問題では、「今や日本政府の態度及び日本の資本家の態度は、この汪兆銘以下だといわざるを得ない(29)」や「あの汪精衛政権時代の中国でさえ、四九%以上の外資は民族資本を守る立場から絶対に禁止していた(30)」といった形での言及が確認できる。吉田茂を汪精衛や漢奸ならぬ「日奸」とみなしたり(31)、日米安全保障条約を日滿議定書・警察予備隊を満洲国軍に擬したりした大宅壮一の議論も(32)、これと同様の眼差しによるものであろう。

しかし、兼岩の発言は、単に傀儡の典型例として汪政権・満洲国に言及するこうした議論とは一線を画すものであつ

た。その発言の主目的は政府批判にあつたものの、はからずも日本社会に、対日協力者が居住していることを白日の下に晒すことになつたのである(33)。

残念ながら参議院の審議では、兼岩の発言の直後に採決が行われた。そのためこの質問に対する政府の答弁はなされてない。

2 中曽根康弘の質問

一九五二年一月、中曽根康弘(改進黨)が衆議院予算員会で総理大臣吉田茂に対日協力者に関する質問を行った(34)。その主旨は次の四点、一、かつて日本が現地に樹立した政権の要人は、戦後非常に厳しい境遇にある、二、少なくとも日本にいる対日協力者を、日本人が放任しておくべきではない、三、英国政府は亡命生活者を十分に保護しており、英国の国際的地位を高めている、四、対日協力者に対し、政府はどのように愛情を振り向けるのか、であつた。中曽根は日本在住の対日協力者への言及という点では、四月の兼岩と共通するものの、質問の趣旨が異なることは明らかである。対する吉田の答弁は、政府の援助は時期尚早とする次のようなものであつた。

私の承知しておるところでは、亡命者といいますが、日本に好意を持ち、あるいは日本との間に親密な関係を過去において持った中国政治家に対しては、おのおのその懇意な日本の友人から相当の援助を受け、また私どもも

援助をしておる向きがあります。(中略) 政府がただちにこれに対してどうするかということは、私はまだ早いのではないか、今のところは考えておりません。

この吉田の答弁に満足しなかったのか、中曽根は「ただいまの総理大臣のお考えにわれわれは反対」と食い下がり、「占領下ならいざ知らず、独立した日本でありますから、将来の百年の計も考えてみて、日本が過失によつて現在悲境に陥れた人たちに對しては、十分報ゆべき」と述べ、質問を終えている。

中曽根の質問は、かつての対日協力政権の問題が戦後の日本で未だ解決していないことを指摘するものだった。では中曽根は何故この時期にこうした発言をおこなったのか。当然、生活に困窮する対日協力者の存在があったことは確かである。ただ「占領下ならいざ知らず、独立した日本」「将来の百年の計」といった発言に、単に過去の清算にとどまらず、独立を達成した日本の主体性を求めようとする中曽根の意志を読み取ることは難しくない。後年の政治家としての中曽根の軌跡を考えると興味深い部分である。

3 吉田茂の構想

ただここでは吉田の「私どもも援助をしている向きがある」及び、「政府がただちにこれに対してどうするかということ、私はまだ早いのではないか」という部分にも注目したい。というのもこの発言には当時の吉田が置かれた事情も

垣間見えるからである。

前者は当時吉田茂自身が曹汝霖を援助し鎌倉に住まわせていたことを踏まえてのものと考えられる(35)。また後者は、当時の中華民国との間に平和条約を締結したばかりの日本政府の事情を反映していよう。大陸の中華人民共和国はもちろん、台湾の中華民国からも「漢奸」視されている対日協力者を日本政府が表立って支援するのは難しかったのである。吉田の答弁は、対日協力者支援の意味を十分に理解しつつも、現段階では政府としてはするべきではない、という日本政府の立場を表していた。

同時に吉田は「まだ早い」、すなわち将来的には援助もあがりうる、という含みのある言い方もしている。そこには吉田が抱懐していた構想が関係していたと考えられる。当時吉田は戦前の中国経験を持った日本人による対中国情報機関設立を構想していた(36)。また同じ頃、吉田は外務省の研修所で講師を務めていた孫澁の待遇改善も指示していた(37)。こうした感覚の吉田が日本国内の対日協力者を単なる過去の人物と見ていたとは考えにくい。

結局、吉田の構想は政権の失速で実現することはなかった。しかし、少なくとも中国情勢が依然流動的だったこの時期、日本政府内部にも様々な将来の可能性に配慮した動きがあったことは明らかである。

四 旧軍人の請願と実態調査

1 山縣初男・岡村寧次の請願

中曾根の質問から半年後の一九五三年七月、対日協力者援助に關して旧軍人から外務大臣岡崎勝男に請願書が提出された(38)。請願者は山縣初男(小磯国昭と陸軍士官学校で同期。中国通として知られる)と岡村寧次(元支那派遣軍總司令官)で、請願書では「中日親善に尽くした」対日協力者が困窮していること、縁故者も彼らを養う余裕のないこと、「日本の意図に依り成立したる政權に奉職した」彼等を日本政府が保護することは当然で、また国民もそれを認めるであろうこと等を友人の立場として説明した。

大東亜戦終了の結果個人として最も悲惨なる境遇にあるものは中国の親日智識階級であります。日本に於ても戦犯者さへ財産の没收は免れあるに係らず、彼等は中共^なし、蔣政權から漢奸と呼ばれ、全財産は没収せられ生命も危険に迫られて居ります。彼等は住むに処なく、食うに糧なく、命からがら日本に亡命し、僅かの縁故に頼り辛うじて生命を維持して居りますが、亡命行已に年数を経て、僅かの貯蓄も食い尽して居り、縁故者も亦彼等を養う程の余裕あるものは居りません。彼等は中日親善に尽くした者であります。(中略)日本の意図に依り成立したる政權に奉職して居つた人人に対しては日本政府が責任を負うて保護するのが当然だと思ひます。日本国民

も決して之を非難はしないでしよう。

この山縣・岡村の請願は、岡村が日本の敗戦直後に出した「対支処理要綱」で対日協力者の身分保証を求め、「帝国の信義を確保」しようとしていたことと繋がる(39)。この請願に敗戦直後には実現できなかった対日協力者の援助を、何とか具体化したいという岡村らの思いを見ることは難くない。

この三ヶ月後の一九五三年一〇月には黄南鵬(華北憲兵總司令官)らが、岡村寧次・和知鷹二(元陸軍大佐)ら「大陸当時親交のあつた政界及び実業界の有力者」の援助を得て、相互扶助機関として「在日中国人更生会」を設立した。黄南鵬は自己の所信として、アメリカの中国承認の動きに言及しながら日中貿易発展の必要性を述べ、その際に対日協力者を利用することが日本政府、対日協力者双方に利益となるとして次のように語つた。

米国が中共承認に動いている今日、日本はこれに魁^{さきが}けて中共を承認し、日中貿易を發展させるべきである。(中略)日本政府はかつて中国大陸にあつて政權の一部を担当し、中国事情に精通し、日本人では難解なことも容易に判断し得る立場にある中国人亡命者を利用すれば、対大陸問題の解決策を生み出すことが可能である。しかしこれら亡命者は現在殆んど生活困窮状態にあり、到底中共問題について研究する暇もないので、政府が生活を保障し研究をすれば日本としても有益であるし、又亡命

者も現在の環境から脱皮することが出来る。

同会は設立後まもなく「資金を個有化しようとする役員間の対立」から自然消滅となったが(40)、黄南鵬の本心はともかく、対日協力者が日本の役に立つ、という説明の仕方(「売り込み方」)は興味深い。この黄南鵬の動きも岡村ら旧軍人らの請願と軌を一にしたものと判断できる。

2 警察による調査—何が調べられたのか

では旧軍人らの要請に対し外務省は如何に対応したのであるろうか。彼等の請願に対して、外務省が直ちに応じた様子は見られない。これは先の吉田の答弁と同じく、外務省が表立って動けなかったことが背景にある。ただ実際には外務省は水面下で日本に滞在する対日協力者の実態把握に向けて動き出していた。

外務省は山縣・岡村の請願書に添付されていた「大東亜戦中日本に協力せる中国重要亡命者名簿」に記載された一五名について、直ちに国家地方警察本部(国警本部)に実情調査を依頼し、早くも同年八月には曹汝霖・張燕卿(満洲国外交部大臣)・陳中孚・黄南鵬・夏文運・曹若山(華北第一特別行政区長官)(41)・江海泉・趙毓松・韓雲階九名の調査結果が外務省に届けられた(42)。

国警本部の調査で興味深いのは、対日協力者の「現住所、職業、援助者」の他に、「交友関係、抱負・対中共観・対国府観・対米観」さらには「中国在住当時の秘められた活動」

「中共及び国府との特殊関係」までも調査されている点である。

すでに指摘したように、中曾根の質問や旧軍人の請願の主旨は、生活に困窮する対日協力者を支援すべき、という点にあった。そうであるならば、彼らの思想信条まで調べる必要はなかった筈である。それにも拘わらず、実際にはかなり細かな調査が行われている点は注目に値する。ここにも対日協力者を何らかの形で「活用」せんとする、先の吉田の構想や黄南鵬の所信とも相通ずる意識が読み取れる。一現在でも使方によつてはまだまだ使える(張燕卿)、「小人物であり大した役割は働き得ない(曹若山)」、「最早、抱負を談ずべき人物ではなくなった(夏文運)」といったコメントは国警本部(さらには外務省)の意識が那邊に在ったのかを示している(43)。

この後、外務省が具体的にどのような救済方針を取っていたのかは不明である。しかし残された史料からは、外務省がその時々に対日協力者からの要請に、個別に対応していたことがわかる。例えば一九五四年一月に趙毓松の帰国旅費として五万円がアジア局長を通じて渡されたほか(44)、重光葵外務大臣時代(一九五四—五六)には王維藩(汪政権駐日大使館附武官)に外務省が定期的に生活費の補助をしていた(45)。また一九五七年には亜東工商協会(後述)の要請で外務省が拠出した五〇万円が、十余名の生活困窮者に分配されていた(46)。

五 亜東工商協会の請願

一九五八年一月、前年に続いて亜東工商協会が外務大臣藤山愛一郎に嘆願書を提出した。

亜東工商協会は、一九四九年に矢崎勘十(元陸軍中將)らが中心となって組織した華南クラブを前身としており、当初は親睦団体であったが、後に「実業的活動」も行うようになった。同会の会長は閑院春仁(旧皇族)が務め、後に千葉三郎(衆院議員・労働大臣)が継いだ。メンバーは日華混成の三百人程度で、中国人メンバーには広州市長や総統府顧問を務めた劉紀文も副会長として参加した。また「亡命者も殆ど全員本会に加入」していた(47)。同会は政治的・思想的には一切動かないことを心情としながらも、反共という点では一致していたという(48)。

この請願の主旨は、特に生活に困窮している対協力者八名に、計五〇万円の救助金を求めるものであった(49)。外務省では早速この八名を含む亡命中国人の調査を関係者に依頼し(50)、さらに亡命中国人の全容(八〇人)調査を警察庁に依頼した(51)。

この調査で明らかになったのは、亜東工商協会の情報が杜撰であるということだった。というのも同会が要支援とした八名のうち、「真に生活に困窮」していると判断されたのは二名に過ぎなかったからである。その他は生活困窮者には該当せず、挙句の果てにすでに国外に密出国している者まで含まれていた。亜東工商協会の情報は自己申告に基づいていた

と思われ、中には客観的に見れば困窮者には該当しない人物も機に乗じて支援を要請していたのである(52)。(表1)

【表1】 亜東工商協会による要援助者八名の状況

氏名	亜東工商協会の説明	実際の情況
金鼎志 (金憲立) チチハル 市長・蕭 親王王子	かつては彼の父の關係にて援助者もありし様子なるも、目下生活困窮し、会社を転々し僅かに通訳として生活の資を得るに過ぎず。	上流(月収十万円程度)の生活)生活補助の必要は全く認め得ず。
莫伯閑 広東省 政府秘書	通訳により僅に生活を支え居るに、昨年不良日本人の詐欺行為に会い、金財産を失い目下生活極度に困窮しあり。	上流(月収十万円程度)の生活)生活補助の必要は全く認め得ず。
招桂章 汪政権海 軍部次長	生活困難にて同郷会の事務室に起居中、喉頭痛にて病氣中なるも意の如く治療し得ず専ら同郷人の援助を受けつつあり。	真に生活に困窮。
楊岳輝 汪政権軍 司令官	軍人出身にて生活の道に疎く生計困難、喰うか喰わざるかの生活である。	真に生活に困窮。
張燕卿 滿洲国外 交部大臣	目下結核、糖尿病、神経痛、胃病等のため病床にあり、入院費無くして入院し得ず。	厳密には生活困窮者とは云い難い模様。
趙耀松 汪政権農 礦部部長	友人の援助にて小そば屋を開業し、夫婦自ら料理及び仕出しまで勤めたるも失敗し、目下原稿書きにて生活の資料をかせぎつつありて生計困難。	厳密には生活困窮者とは云い難い模様。
夏文運 山西省建 設庁長	目下日本通報及び外務省の機関雑誌の発行に關係しあるも生活困難、辛うじて衣食しある状況なり。	厳密には生活困窮者とは云い難い模様。
李道軒 広東省警 務処処長	生活困難にて、横浜の中国菓子店に雇われ菓子製造を手伝い居りしも老齢のため永続せず、目下同郷会の事務室に起居しあり。	本年一月香港方面へ密出国。

また同調査では新たに全体で八〇名にのぼる亡命者の事情も報告された。その内訳は、生活程度上流の者二四名、中流の者三七名、下流の者四名で、亜東工商協会が報告した八名以外にも困窮している者が二名（江洪杰・孫湜）いることが明らかになった（この他、死亡者五名、出国者八名、行方不明・調査不能二名）（53）。

六 善隣友誼会とその活動

1 統一組織結成への動き

二度にわたる亜東工商協会からの援助要請は、外務省の対応に変化を齎した。清水董三（外務省審議官）は、一九五九年四月一三日に外務次官山田久就に宛てたメモの中で、「何とか気持だけでも救済の表示をしたらよかるう」と述べ、外務省からの拠出金五〇万円を基金として出してもらえれば、それを保管しておいて、必要に応じて支給できること、またメンバーには「数年前より熱心に奔走している（中略）岡村寧次・矢崎勘十・千葉三郎の三人」に清水自身が加われば良いと提案している（54）。さらに清水董三は岡田兎（アジア局中国課長）と協議し、「要救済者の選定、あるいはその方法等多分に困難」があるため、「民間の中国関係有力者よりなる適當の救済団体を組織せしめ、外務省がこれの指導に当り、統一的に出来るだけ有効、適切な救済にあたること然るべしとの結論に達し」た。

清水は早速矢崎勘十・岩井英一を呼び「指導、懇談の上」、名称を「在日中国人救済会（仮称）」とし、事務所を亜東工

商協会内に置くこと、発起人（千葉三郎・谷正之・岡村寧次）、幹事（矢崎勘十・岩井英一・今井武夫）、顧問（清水董三）の決定を見た。また運営の財源は、外務省拠出の五〇万円を基本に、「中国関係諸団体、商社等にも寄付金を要請し、将来は少なくとも常時一、〇〇〇万円位の基金を持つことにより、その利子を以て或る程度救済費をまかない得るよう努力する」という方針も決まった。

こうした迅速な事態の展開には主に二つの要因があった。一つは「要救助者の選定、あるいはその方法等に多分に困難」が伴ったためである（55）。上述の亜東工商協会の実態から乖離した申請の他にも、例えば趙毓松が一九五四年に外務省から帰国費用五万円を受け取りながら、依然として日本に滞在し続けているといった問題もあった。こうした対日協力者毎の個別の事情を把握するには外務省の対応だけでは限界があり、元軍人ら関係者の力を借りることが得策との判断が働いたのである。

もう一つは、この時期に関係者の自殺というショッキングな事件が重なったためである。一九五八年一〇月に梅紹光（汪政権実業部部长梅恩平の子息）が、生活困窮の末滞在中の横浜で服毒自殺し、死後数日を経て発見された。岩井英一によれば、この事件は関係者に衝撃を与えたという。この直後、岩井は外務省に清水董三を訪問し、個人的世話でなく、統一機構を作り対日協力者を援助する必要性を訴えている（56）。

このように、亜東工商協会からの要請、梅紹光の自殺によ

る關係者への衝戟が相俟つて、救援団体の組織化に向けた動きが大きく前進したのである。

2 組織・メンバー

一九五九年六月、正式に会が発足した。会の名称は「在日中国人救済会」「日華交友会」などの案があつたが最終的に善隣友誼会に決定した。善隣友誼会は会則で「かつて日本と深い關係があり、現に本邦亡命中の中国人にして困窮しているものの生活を補助することを目的」とし、「病氣その他のため極めて困窮している者」への補助、「職業のあつせん、その他生活の方途につき相談に応ずる」こととし、霞山会館内に事務所が置かれた(57)。

支援対象は「中央政府の局長以上、文官は簡任官以上、武官は将官以上、省政府の庁長以上並びに県長」を予定し(58)、会の方針についても矢崎勲十は「此の企画は亡命者を利用して何等かの政略に利用するが如き邪道を考慮した結果にあらずして、飽く迄も道義的見地に立つたもの」としていた(59)。

会の中心となつたのは岡村寧次・矢崎勲十・千葉三郎・清水重三の他、理事長谷正之(元外務大臣・中国大使)、理事今井武夫(元支那派遣軍総参謀副長)、岩井英一・高垣勝次郎(三菱商事)・津田静枝(元海軍中将・興亜院華中連絡部長官)・岡崎嘉平太(元華興商業銀行理事)・岡部長二(元汪政権経済顧問)・小別当惣三(元海軍大佐)・塩沢清宣(元陸軍中将・興亜院政務部)、石川順(元毎日新聞北京支局長)、

沖野亦男(元海軍大佐)・川本芳太郎(元支那派遣軍総参謀副長)、監事石井貫一(元北京大使館書記官)・山西恒郎(元滿洲鉱業開発理事)らで(60)、そのほとんど全てが戦前の中国大陸と関わりを持った人々であつた。

3 財政事情

前述したように当初善隣友誼会の財源は外務省からの資金に加え、「従来中国と深い縁故を有せられる商社、法人、団体」等からの寄付金を予定していた(61)。その上で将来的には「社団法人」としてビル清掃管理部門の代行業を行うことで「亡命要人の更生資金並其の子弟の育英資金の獲得」「東南アジア諸国の青少年(留学生)に対する奨学資金等の援助並供与」も計画された(62)。

寄付金要請の対象法人は商事・貿易・重工業・製鋼・電機・化学工業・セメント・紡績・織物・海運・船舶・造船・交通・運輸・製糖・水産業・製菓・製紙・土木・醸造・通信・銀行・保険・証券・映画各産業における日本の主要企業百三社にのぼつた(63)。しかし実際に寄付に応じたのは国鉄総裁の十河信二(元満鉄理事・興中公司社長)・参議院議員の野村吉三郎(元海軍大将・駐米大使)・官房副長官の細谷喜一・社団法人国際善隣倶楽部(外務省所轄、滿洲交友会の後継団体)の他は、法人は四社(うち一社は社長名義)に過ぎなかつた。【表2】

大手企業からほとんど寄付金が集まらなかつた明確な理由はわからない。しかし日中の關係が一九六〇年前後から再度

【表2】善隣友誼会寄付（昭和34.6-37.11.12）(65)

	日付（昭和）	金額（円）
外務省	34.6.19	500,000
外務省	36.3.31	600,000
国際善隣倶楽部	34.8.15	200,000
国際善隣倶楽部	35.11.26	100,000
国際善隣倶楽部	37.3.7	100,000
十河（信二）国鉄総裁	36.3.8	100,000
野村吉三郎	36.3.8	10,000
ブリジストンタイヤ	36.5.24	50,000
日本電気株式会社	36.8.28	200,000
東洋埠頭株式会社	36.11.28	50,000
総理府細谷（喜一）副長官	37.5.11	200,000
間組神部（満之助）社長	37.5.23	100,000
小計		2,210,000
雑収入		52,181
合計		2,262,181

好転しつつあったことが企業に二の足を踏ませた蓋然性は高い。一九五九年九月、前首相の石橋湛山が周恩来を訪問し、両国の貿易促進が確認され、翌一九六〇年八月には日中間の「貿易三原則」が打ち出されていた。同原則は「政経分離」を謳っていたとはいえず、中国共産党政権が対日協力者を「漢奸」と見做していたことは、企業が善隣友誼会への寄付を躊躇する十分な理由となった筈である。このため善隣友誼会の収入の半分は外務省に依存することとなった。友誼会は一九六二年一月にも外務大臣大平正芳に八〇万円の助成金を嘆願している(64)。

4 支援対象者

善隣友誼会が作成したと思われる「亡命者に関する統計及説明」によれば、友誼会が把握していた対日協力者は八六名で、そのうち生活程度「丙」の三分の一ないし二分の一の範囲内（一〇〜一五名程度）が救助の範囲と想定された(66)。支援は年金形態ではなく経済事情に応じて見舞金等の形式で一人一度につき五千円あるいは一万円程度が給付された。実際に友誼会が一度でも支援したことが確認できるのは次の二四名である(67)。

謝文達（汪政権寧波師団長）・黄民星（汪政権軍事委員会外事処長）・黄南鵬・江洪杰・竺曼卿・楊仲華（汪政権蘇北行営第二集団軍(68)）・夏文運・許吉生（汕頭市長）・金鼎志・常宜民（山西禁煙局長）・曹若山・丁世震（満洲国治安部勤務。満洲国交通部総長丁鑑修子息(69)）・莫伯閑・王炳晔（広東民政庁）・王善之（汪政権実業部次長）・柳汝祥（中央儲備銀行局長）・鄭君伯（満洲国軍政部）・張燕卿・黄開（満洲国駐ハンブルク総領事）・鮑啓康（中央儲備銀行東京支店会計主任）・林達雄（熱河省教育庁庁長）・趙毓松・殷民憲（殷汝耕妻）・王茂林（興亜建国運動）

援助の理由は、入院費用を要請した謝文達(70)・黄民星(71)、「中国語教師あるいは翻訳など適当な仕事」の斡旋を求めた王維藩(72)、基金会所経営のための資金三〇万円を要請

した趙毓松(73)など多様であった。笠綴脚のように陳伯藩・毛慶藩ら他の対日協力者の紹介で善隣友誼会に申請する例もあった。この際は「決して定期的なものも期待しないように付記して」見舞金一万円が贈られた(74)。被援助者の中には「毎月の送金を当然のこととし、恩給恒例的なものと考えているものもあり」、善隣友誼会で問題視されていた(75)。

しかし対日協力者全体の中から見ればこうした要支援者はその二割前後に過ぎなかった。

その他多くの協力者は、例えば連恵文(滿洲国チチハル税関事務官)がロシア料理店(76)、王経武が中華料理店の経営をそれぞれ軌道に乗せるなど(77)、飲食・貿易・建設・金融・服飾・通訳・著述・記者・大学講師など様々な業種で生計を立て、戦後の日本社会に適應していったのである(78)。

七 小結

本稿では戦後日本に亡命した対日協力者と彼らに対する日本の対応について検討し、次の三点を明らかにできた。一点目は、一二〇名を超える中国人対日協力者が様々なつてを頼りに戦後の日本に滞在していた点である。二点目は、対日協力者の中には生活に困窮する者もあり、日本の国際社会復帰と前後してそれが国会でも問題となった点である。三点目は、当初外務省は対日協力者援助に個別に対応していたものの、一九五九年に外郭団体として善隣友誼会を組織し間接的に支援した点である。

善隣友誼会設立までの動きには、戦後の一時期、とりわけ

中国情勢がまだ流動的と見られていた一九五〇年代前半までは、将来の中国を巡って大陸の共産党政権とも台湾の国民党政権とも相容れない人々の経験や人脈に価値を見出す日本人がいたことも影響を与えていた。日本政府は対中国・対台湾政策を進める一方、対日協力者を繞る諸事情に配慮し、過去の問題の清算を水面下で行っていたのである。その直接の担い手となったのは対日協力者と戦前から関係のあった人々と、とりわけ清水董三は重要な役割を果たしていた。

ただ善隣友誼会の設立と前後して、日中関係が進展した。このため善隣友誼会は政治的な思惑を排し、ほぼ人道的な見地からの支援に終始することになったのである。

善隣友誼会はその後も要救済者を支援し続けた。岩井英一の回想には「本会設立後既に二十年、要救済の亡命困窮者も僅かになった。然し現在(一九七九年)も存続し、年二、三回常務理事会を開き、要救済者出現の際に備え即応体制をとっている」とあり、少なくとも一九七九年頃までは活動を存続させていたことが分かる(79)。善隣友誼会の活動終焉の正確な時期は明らかではないが、これ以降活動に関する史料が管見の限り存在しないことから、要救済者の減少により一九八〇年代には実質的役割を終えていたと推測できる。

注

(1) 益井康一『漢奸裁判史』みすず書房、一九七七年(新版二〇〇九年)、劉傑『漢奸裁判』中公新書、二〇〇〇年。

- (2) 南京市檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』鳳凰出版社、二〇〇四年。
- (3) 岩井英一『回想の上海』「回想の上海」出版委員会、一九八三年、金雄白『汪政權的開場与収場』李敖出版社、一九八八年(原刊一九五九年)。
- (4) 後述する善隣協会の史料の情報を整理し、その他筆者の調査の結果を合わせた数字。
- (5) 岩井英一前掲二八〇頁。
- (6) 『国民党中央改造委員会第六組呈蔣中正每日情報』一九五一年五月一五日、国史館藏蔣介石檔案 80200-346-014-004。
- (7) 劉傑「終戦と日本の責任認識問題—蔣介石政府と汪兆銘政府をめぐる」、劉傑・川島真編『1945年の歴史認識—(終戦)をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、二〇〇九年。
- (8) 川島真「過去の浄化と将来の選択—中国人・台湾人留学生」、劉傑・川島真前掲。
- (9) 浜口裕子『満洲国留日学生の日中関係史』勁草書房、二〇一五年。
- (10) 田中剛「蒙疆政權」留学生の戦後、大里浩秋・孫安石編著『近現代中国人日本留學生の諸相—「管理」と「交流」を中心に』御茶の水書房、二〇一五年。
- (11) 『本邦における協会及び文化団体関係 善隣友誼会関係』L1811-47、外務省外交史料館所蔵(以下同フアイルの文書は番号のみを記す)。
- (12) 拙稿「大使館の人々—汪政權駐日使領館官員履歴」、相原佳之・尾形洋一・平野健一郎編『東洋文庫藏汪精衛政權駐日大使館文書目録』東洋文庫、二〇一六年。
- (13) 曹汝霖『一生之回憶』春秋雜誌社、一九六六年、四一八—四二〇頁。
- (14) 胡蘭成『今生今世』下、天地圖書、二〇一三年、一七七一—一七九頁。
- (15) (2) 調査関係—矢崎理事作成名簿関係一般、11、竺曼卿』0002190-2196。
- (16) 夏文運『黃塵万丈』現代書房、一九六七年、二三八頁、奥付。
- (17) 拙稿「袁殊と興亜建國運動—汪精衛政權成立前後の対日和平陣營の動き」『東洋学報』九四卷一号、二〇一二年、拙稿「興亜建國運動とその主張—日中戦争期中国における和平論」『中国研究月報』六六卷七号、二〇一二年。
- (18) 岩井英一前掲二五二—二五三頁。
- (19) 拙稿前掲「大使館の人々」。
- (20) 拙稿「日中戦争前後における日中間交渉の一形態—王子恵と彼を巡る人々」『現代中国研究』三五・三六号、二〇一五年。
- (21) 韓雲階も一九五〇年頃日本に渡ったと証言している。韓雲階「亜細亜大同論」、紫垣隆「世界は一つ」日本新聞社、一九五五年。
- (22) 「日華合弁の新銀行資本金二億円南方向け軽工業に

- 融資」「読売新聞」一九五二年八月一日一面、「東銀行発足」「読売新聞」一九五二年一月九日一面。
- (23) 「日華合作に新機関」「読売新聞」一九五二年八月八日一面、「日華経済促進委発足」「読売新聞」同年八月二日一面。
- (24) 譚覚真については島田大輔「危機の時代における早稲田留学——中国人留学生譚覚真の軌跡」、李成市・劉傑編著「留学生の早稲田——近代日本の知の接触領域」早稲田大学出版部、二〇一五年、拙稿前掲「大使館の人々」参照。
- (25) 「日華合併計画進む大嶼島(香港)の鉱区開発」「読売新聞」一九五二年九月一七日二面。
- (26) 紫垣隆前掲、紫垣隆翁喜寿祝賀会「喜寿紫垣隆翁」小壺天出版、一九六一年。
- (27) 岩井英一前掲二五三、二八一—二八二頁。
- (28) 参議院本会議「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸法令の措置に関する法律案外二件」の審議における兼岩伝一(日本共産党)の発言。「官報」号外一九五二年四月二八日二八—二九頁。
- (29) 一九四八年三月三〇日衆議院本会議において外資導入に対して、徳田球一の発言。「官報」号外一九四八年三月三一日九頁。
- (30) 一九五二年六月一六日参議院本会議「外資に関する法律の一部を改正する法律案」審議における須藤五郎(日本共産党)の発言。「官報」号外、一九五二年六月一六日二四頁。
- (31) 大宅壮一「吉田は汪兆銘となるか——八千万の白紙委任状をにぎった「日奸」」「二億囚人——終戦から講和まで」要書房、一九五二年、一一六—一二九頁。
- (32) 「第二講和会議は実現するか——日滿議定書」と「日米行政協定」同上書一五一—一五二頁。
- (33) 兼岩の「中華人民共和国の反動分子数十名」といった発言や、当時の日本共産党と中国共産党の関係を考えると、兼岩発言の背景には中国共産党の意向があったとも考え得るが、筆者は確たる根拠を得ていない。
- (34) 『第十五回国会衆議院予算委員会会議録』七号、一九五二年二月四日一四頁。
- (35) 曹汝霖前掲四二二頁、(7) 参考資料1 000.2309—2310。
- (36) 井上正也「吉田茂の中国「逆浸透」構想——対中国インテリジェンスをめぐる」、一九五二—一九五四年「国際政治」一五一号、二〇〇八年三月。
- (37) 拙稿前掲「大使館の人々」。
- (38) 「在日の中国親日知識階級的生活補助に関する請願」(7) 参考資料1 000.2306。
- (39) 劉傑前掲「終戦と日本の責任認識問題」。
- (40) 「亡命中国人救済機関の設立準備状況について」(一) 九五九年三月(2) 調査関係—警察庁関係1 000.2086。

- (41) 「華北に模範実験村建設、教育策着々進む」『朝日新聞』一九四四年一月一八日二面。
- (42) 「在本邦親日中国人の生活状況に関する件」(一九五三年八月一七日)〔7〕参考資料] 000.2307°。
- (43) 〔7) 参考資料] 000.2311 ~ 2313。ちなみに張燕卿を一九五一年没とする記述が多いが、少なくとも一九五八年頃までは生存していることが確認されている。
- (44) アジア局中国課「亡命中国人救済嘆願について」(一九五九年一月九日)〔7) 参考資料] 000.2333°。
- (45) 〔2) 調査関係一矢崎理事作成名簿関係一般、6、王維藩] 000.2153 ~ 2156、拙稿前掲「大使館の人々」。
- (46) 千葉三郎「亡命中国人救済嘆願書」(一九五八年一月二二日)〔7) 参考資料] 000.2341°。
- (47) 千葉三郎前掲。
- (48) 関院純仁『私の自叙伝』人物往来社、一九六六年、六一六頁。
- (49) 千葉三郎前掲。
- (50) アジア局中国課「亡命中国人救済嘆願について」(一九五九年一月九日)〔7) 参考資料] 000.2337 ~ 2340°。
- (51) アジア局中国課「旧協力政権関係在日中国人の生活状況等調査の件」(一九五九年三月一日)〔7) 参考資料] 000.2330 ~ 2331°。
- (52) アジア局中国課前掲「旧協力政権関係在日中国人の生活状況等調査の件」。
- (53) アジア局中国課前掲「旧協力政権関係在日中国人の生活状況等調査の件」000.2332 ~ 2336°。
- (54) 清水董三↓外務次官(一九五四年)四月一三日、〔7) 参考資料] 000.2328°。
- (55) 中国課政務班「在日中国人救済団体設立に関する打合せの件」(一九五九年四月二四日)〔7) 参考資料] 000.2325 ~ 2327°。
- (56) 岩井英二二八二二八二頁。
- (57) 「善隣友誼会規約」〔1) 設立趣意書、規約] 000.2066°。
- (58) 「日華交友会(仮称)内規(案)」(一九五九年五月)〔1) 設立趣意書、規約] 000.2073°。
- (59) 矢崎勘十作成「在日中国人救済会設立趣意書案」〔1) 設立趣意書、規約] 000.2070°。
- (60) 「寄付の」お願す」(一九六〇年一月)〔5) 寄付関係] 000.2254 ~ 2255、議事録(一九五九年一月四日) 000.2272°。
- (61) 前掲「寄付の」お願す」。
- (62) 「社団法人全隣会(仮称)設立計画書」〔4) 社団法人全隣会設立計画書関係] 000.2233°。
- (63) 「寄付依頼先名簿」(一九六〇年一月二〇日発送)〔5) 寄付関係] 000.2245 ~ 2250°。
- (64) 「中国亡命者救済に対する助成金下付稟議の件」(一九六二年一月一二日)〔6) 会務一般 議事録]

- 000.2293。
 (65) 「善隣友誼会寄付」〔(6) 会務一般 議事録〕
 000.2291。
 (66) 「亡命者に関する統計及説明」〔(2) 調査関係〕
 000.2124 ~ 2135。
 (67) 「夏期手当送付者リスト」(一九六二年六月五日)
 〔(3) 年末・夏期見舞金送付関係〕000.2227。〔一九
 六一年〕六月二六日理事會議〕〔(6) 会務一般 議事
 録〕000.2285。このうち趙毓松・殷民恵・王茂林の三
 名は生活状況が特に苦しいと見られていた。
 (68) 「和平への推進力 国府の軍容整ふ」【朝日新聞】一
 九四一年一月二四日一面。
 (69) 「若き卅五名士官学校への外国留学生」【東京朝日
 新聞】一九三四年二月一八日一面。
 (70) 〔(2) 調査関係—矢崎理事作成名簿関係一般、7、
 黄福生(謝文達)〕000.2158 ~ 2167。
 (71) 〔(2) 調査関係—矢崎理事作成名簿関係一般、2、
 黄天龍〕000.2138 ~ 2139。〔(2) 調査関係—矢崎理事
 作成名簿関係一般、8、黄民星〕000.2170 ~ 2175。
 (72) 〔(2) 調査関係—矢崎理事作成名簿関係一般、6、
 王維藩〕000.2153。
 (73) 〔(2) 調査関係—矢崎理事作成名簿関係一般、10、
 趙毓松〕000.2182。
 (74) 〔(2) 調査関係—矢崎理事作成名簿関係一般、11、
 佐曼卿〕000.2190 ~ 2199。
 (75) 「善隣友誼会理事会議事録」(一九六五年四月九日)
 〔(6) 会務一般 議事録〕000.2295 ~ 2296。
 (76) 警察庁警備局第二課長「在日旧協力政権関係中国人
 の生活情况等調査について」(一九五九年三月九日)
 000.2098、岩川隆「日本の地下人脈—政財界を動かす
 陰の力」光文社、一八八頁。
 (77) 拙稿前掲「大使館の人々」。
 (78) 対日協力者たちの政治的立場や思想、戦後日本社会
 での具体的な活動については稿を改めて検討したい。
 (79) 岩井前掲二八二—二八三頁。